

新規受託項目のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、特定化学物質障害予防規則（特化則）の一部が改正され、令和2年7月1日から施行されました。今般の改正の中では特殊健康診断の一次健診にメチルイソブチルケトンによるばく露状況を評価するための検査として、医師が必要と認める場合は尿中のメチルイソブチルケトン量の測定が追加されました。

当社対応といたしまして、下記期日より検査受託を開始いたしますので、宜しくご利用の程お願い申し上げます。

敬具

記

新規受託項目

- [2507] 尿中メチルイソブチルケトン

受託開始日

- 2020年10月1日（木）

尿中メチルイソブチルケトン

検査要項

項目コード	2507
検査項目名	尿中メチルイソブチルケトン
検体量/保存方法	尿 5mL [容器番号：25番] *1,2
保存方法	冷蔵
検査方法	GC
基準値	1 mg/L 以下
所要日数	5~12日
検査実施料	未収載
報告下限	0.1 mg/L 未満
報告上限	9,990,000 mg/L 以上
報告桁数	小数1位、有効3桁
備考	*1：必ず専用検体（単独検体）として、5mL をご提出ください。 *2：採尿はその日の作業終了後に実施してください。採尿後は直ちに25番容器に移注し、冷蔵にてご提出ください。 測定対象物質が揮発性物質のため、採尿後は直ちに25番容器に移注し、冷蔵にてご提出ください。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

厚生労働省から以下の通知が出ていますので、ご参照ください。

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）及び特化則について改正を行うこととしたものです。

これらにつきましては、令和2年7月1日から施行することとしております。

（厚生労働省労働基準局長 基発0304第3号より）

[以下、特別有機溶剤（尿中のメチルイソブチルケトン）における記述箇所より抜粋]

物質	法	検診	改正後	改正前
MIBK	特化則・特有剤	一次健康診断	医師が必要と認める場合は ・尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定（MIBK）	-----